

令和3年経済センサス - 活動調査
調査票の記入のしかた
【08】 調査票（医療、福祉）



調査票に記入する前に、本書をよくお読みください。

- ◆この調査は、インターネットで回答することができます。
- ◆インターネットで回答する方法は、同封の『インターネット回答利用ガイド』をご覧ください。
- ◆調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ印字されている場合があります。これらは、回答負担を少しでも軽くするため、令和元年度に実施した「経済センサス - 基礎調査」等の結果をもとに印字したものです。
- ◆調査票に記入いただいた内容について、後日、おたずねする場合がありますので、14・15ページの下書き用調査票を控えとして保管しておいてください。

記入上の
注 意 点

- 調査票には、黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して修正してください。

調査票を記入する際に参照するページは、以下のとおりです。

第1面

第2面

The image shows two pages of the survey form. The first page (left) is labeled '第1面' and the second page (right) is labeled '第2面'. On the first page, a red box highlights sections 2 and 3, with the text '2・3 ページ' in red. A green box highlights sections 4, 5, and 6, with the text '4～6 ページ' in green. A blue box highlights section 7, with the text '7 ページ' in blue. On the second page, a blue box highlights sections 8 through 11, with the text '8～11 ページ' in blue.

◆コールセンターについては、裏表紙をご覧ください。

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の氏名及び電話番号を記入してください。

記入上の注意

「通称名」欄には屋号などを記入してください。
フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称及び店舗名を記入してください。

フリアック トウケイ ツォン

記入者氏名 統計 強

電話番号 (03) 9876-4322 (内線: 9876)

市区町村コード 調査区番号 事業所番号

131104048003186

1 名称及び電話番号

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二筆書きで消して修正してください。

「正式名称、欄は、登録上の名称を記入してください。

・屋号など通称がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ トウケイクリニック

正式名称 (医)統計診療所 (医)TOKEIクリニック

通称名

電話番号(代表) (03) 9876 - 4322

2 所在地

・印字されている場合、内容に変更がありましたら、二筆書きで消して修正してください。

他の事業所の内部にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号 都道府県名 市区町村名

162-0056 東京都 新宿区

町・字・番地・号 ビル・マンション名等(階、部屋まで記入してください)

若松町3丁目2番1号 若松第3ビル 1階

3 この場所での事業所の開設時期

○開業の月が不明な場合は、この場所での事業を始めた時期の月を記入してください。

令和2年 令和2年 令和元年 平成29年 平成28年 平成27年 平成26年 平成25年 平成24年 平成23年 平成22年 平成21年 平成20年 平成19年 平成18年 平成17年 平成16年 平成15年 平成14年 平成13年 平成12年 平成11年 平成10年 平成9年 平成8年 平成7年 平成6年 平成5年 平成4年 平成3年 平成2年 平成1年 平成0年 平成00年 平成01年 平成02年 平成03年 平成04年 平成05年 平成06年 平成07年 平成08年 平成09年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年 令和7年 令和8年 令和9年 令和10年 令和11年 令和12年 令和13年 令和14年 令和15年 令和16年 令和17年 令和18年 令和19年 令和20年 令和21年 令和22年 令和23年 令和24年 令和25年 令和26年 令和27年 令和28年 令和29年 令和30年 令和31年 令和32年 令和33年 令和34年 令和35年 令和36年 令和37年 令和38年 令和39年 令和40年 令和41年 令和42年 令和43年 令和44年 令和45年 令和46年 令和47年 令和48年 令和49年 令和50年 令和51年 令和52年 令和53年 令和54年 令和55年 令和56年 令和57年 令和58年 令和59年 令和60年 令和61年 令和62年 令和63年 令和64年 令和65年 令和66年 令和67年 令和68年 令和69年 令和70年 令和71年 令和72年 令和73年 令和74年 令和75年 令和76年 令和77年 令和78年 令和79年 令和80年 令和81年 令和82年 令和83年 令和84年 令和85年 令和86年 令和87年 令和88年 令和89年 令和90年 令和91年 令和92年 令和93年 令和94年 令和95年 令和96年 令和97年 令和98年 令和99年 令和100年 令和101年 令和102年 令和103年 令和104年 令和105年 令和106年 令和107年 令和108年 令和109年 令和110年 令和111年 令和112年 令和113年 令和114年 令和115年 令和116年 令和117年 令和118年 令和119年 令和120年 令和121年 令和122年 令和123年 令和124年 令和125年 令和126年 令和127年 令和128年 令和129年 令和130年 令和131年 令和132年 令和133年 令和134年 令和135年 令和136年 令和137年 令和138年 令和139年 令和140年 令和141年 令和142年 令和143年 令和144年 令和145年 令和146年 令和147年 令和148年 令和149年 令和150年 令和151年 令和152年 令和153年 令和154年 令和155年 令和156年 令和157年 令和158年 令和159年 令和160年 令和161年 令和162年 令和163年 令和164年 令和165年 令和166年 令和167年 令和168年 令和169年 令和170年 令和171年 令和172年 令和173年 令和174年 令和175年 令和176年 令和177年 令和178年 令和179年 令和180年 令和181年 令和182年 令和183年 令和184年 令和185年 令和186年 令和187年 令和188年 令和189年 令和190年 令和191年 令和192年 令和193年 令和194年 令和195年 令和196年 令和197年 令和198年 令和199年 令和200年 令和201年 令和202年 令和203年 令和204年 令和205年 令和206年 令和207年 令和208年 令和209年 令和210年 令和211年 令和212年 令和213年 令和214年 令和215年 令和216年 令和217年 令和218年 令和219年 令和220年 令和221年 令和222年 令和223年 令和224年 令和225年 令和226年 令和227年 令和228年 令和229年 令和230年 令和231年 令和232年 令和233年 令和234年 令和235年 令和236年 令和237年 令和238年 令和239年 令和240年 令和241年 令和242年 令和243年 令和244年 令和245年 令和246年 令和247年 令和248年 令和249年 令和250年 令和251年 令和252年 令和253年 令和254年 令和255年 令和256年 令和257年 令和258年 令和259年 令和260年 令和261年 令和262年 令和263年 令和264年 令和265年 令和266年 令和267年 令和268年 令和269年 令和270年 令和271年 令和272年 令和273年 令和274年 令和275年 令和276年 令和277年 令和278年 令和279年 令和280年 令和281年 令和282年 令和283年 令和284年 令和285年 令和286年 令和287年 令和288年 令和289年 令和290年 令和291年 令和292年 令和293年 令和294年 令和295年 令和296年 令和297年 令和298年 令和299年 令和300年 令和301年 令和302年 令和303年 令和304年 令和305年 令和306年 令和307年 令和308年 令和309年 令和310年 令和311年 令和312年 令和313年 令和314年 令和315年 令和316年 令和317年 令和318年 令和319年 令和320年 令和321年 令和322年 令和323年 令和324年 令和325年 令和326年 令和327年 令和328年 令和329年 令和330年 令和331年 令和332年 令和333年 令和334年 令和335年 令和336年 令和337年 令和338年 令和339年 令和340年 令和341年 令和342年 令和343年 令和344年 令和345年 令和346年 令和347年 令和348年 令和349年 令和350年 令和351年 令和352年 令和353年 令和354年 令和355年 令和356年 令和357年 令和358年 令和359年 令和360年 令和361年 令和362年 令和363年 令和364年 令和365年 令和366年 令和367年 令和368年 令和369年 令和370年 令和371年 令和372年 令和373年 令和374年 令和375年 令和376年 令和377年 令和378年 令和379年 令和380年 令和381年 令和382年 令和383年 令和384年 令和385年 令和386年 令和387年 令和388年 令和389年 令和390年 令和391年 令和392年 令和393年 令和394年 令和395年 令和396年 令和397年 令和398年 令和399年 令和400年 令和401年 令和402年 令和403年 令和404年 令和405年 令和406年 令和407年 令和408年 令和409年 令和410年 令和411年 令和412年 令和413年 令和414年 令和415年 令和416年 令和417年 令和418年 令和419年 令和420年 令和421年 令和422年 令和423年 令和424年 令和425年 令和426年 令和427年 令和428年 令和429年 令和430年 令和431年 令和432年 令和433年 令和434年 令和435年 令和436年 令和437年 令和438年 令和439年 令和440年 令和441年 令和442年 令和443年 令和444年 令和445年 令和446年 令和447年 令和448年 令和449年 令和450年 令和451年 令和452年 令和453年 令和454年 令和455年 令和456年 令和457年 令和458年 令和459年 令和460年 令和461年 令和462年 令和463年 令和464年 令和465年 令和466年 令和467年 令和468年 令和469年 令和470年 令和471年 令和472年 令和473年 令和474年 令和475年 令和476年 令和477年 令和478年 令和479年 令和480年 令和481年 令和482年 令和483年 令和484年 令和485年 令和486年 令和487年 令和488年 令和489年 令和490年 令和491年 令和492年 令和493年 令和494年 令和495年 令和496年 令和497年 令和498年 令和499年 令和500年 令和501年 令和502年 令和503年 令和504年 令和505年 令和506年 令和507年 令和508年 令和509年 令和510年 令和511年 令和512年 令和513年 令和514年 令和515年 令和516年 令和517年 令和518年 令和519年 令和520年 令和521年 令和522年 令和523年 令和524年 令和525年 令和526年 令和527年 令和528年 令和529年 令和530年 令和531年 令和532年 令和533年 令和534年 令和535年 令和536年 令和537年 令和538年 令和539年 令和540年 令和541年 令和542年 令和543年 令和544年 令和545年 令和546年 令和547年 令和548年 令和549年 令和550年 令和551年 令和552年 令和553年 令和554年 令和555年 令和556年 令和557年 令和558年 令和559年 令和560年 令和561年 令和562年 令和563年 令和564年 令和565年 令和566年 令和567年 令和568年 令和569年 令和570年 令和571年 令和572

13桁の法人番号を記入してください。
マイナンバー（個人番号）は絶対に
記入しないでください。

5 この事業所の主な事業の内容

- あらかじめ印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、下記の記入例及び、12・13ページの主な事業の内容の記入例を参考にして、具体的に記入してください。
- 「(1) 主な事業の内容」の記入に当たっては、複数の事業を行っている場合は、令和2年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 「(2) 生産品、取扱商品又は営業種目」の記入に当たっては、収入金額又は販売金額の多い順に記入してください。

【記入例1】 電話機の消毒を行っていた事業所が、主として建物の害虫駆除を行う事業所となった場合

	電話機の消毒 建物の害虫駆除
①	消毒 害虫駆除
②	
③	

【記入例2】 保育所を営んでいた事業所が、認定こども園となった場合

	保育所 幼保連携型認定こども園
①	保育 教育・保育・子育て支援
②	
③	

1 名称及び電話番号

- 名称は、略称ではなく**正式名称**（登記上の名称）を記入してください。

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を○で囲んでください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
- ・個人経営の事業所が株式会社になるなど、経営組織を変更した場合
 - ・法人が新設（対等）合併した場合
 - ・法人が分割により設立された場合
 - ・この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合

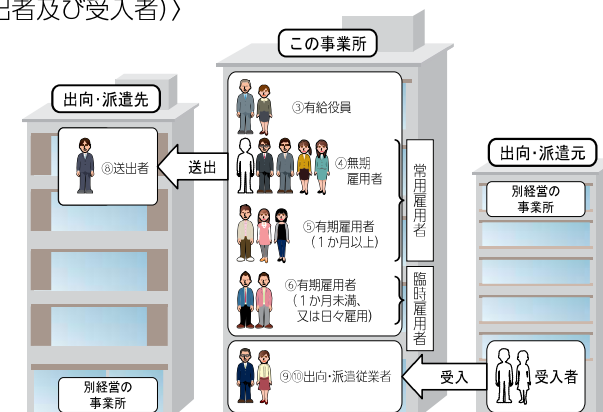
4 この事業所の従業者数

- 令和3年6月1日現在で、「(1) この事業所に所属する従業者数」について、下記を参考に各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。
- また、「⑧送出者」欄及び「(2) 受入者」欄については、下の図〈事業所の従業者数の説明〉を参考にしてください。

(1)この事業所に所属する従業員数	①個人業主		○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④無期雇用者」としてください。
	②個人業主の家族で無給の人		○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
	③有給役員		○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業員には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。
	常用雇用者	④無期雇用者	○ 雇用契約期間を定めずに雇用している人（定年まで雇用される場合を含む。）
		⑤有期雇用者（1か月以上）	○ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
	臨時雇用者	⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）	○ 1か月未満の期間を定めて雇用している人又は日々雇用している人
		⑦合計	
(2)受入者	⑧送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）		○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
	⑨出向		○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
	⑩派遣		○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません。（別経営の事業所の従業員となります。）

※「④無期雇用者」～「⑥有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」は、正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず、雇用契約期間の定めに応じて記入してください。

〈事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）〉



- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
●「¥」記号は記入しないでください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

- (1) 単独事業所・本所・支所の別
- 〇囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。〇囲みの印字がない場合は、該当する番号を〇で囲んでください。
 - フランチャイズ・チェーン（ＦＣ）加盟店についてはＦＣ本部とは独立した組織となるため、ＦＣ本部の支所とはなりません。

① 単独事業所

〔他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所。〕

② 本所・本社・支店

〔他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。
また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含めます。〕

③ 支所・支社・支店

〔他の場所にある本所等の統括を受けている事業所。〕

(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数

- 常用雇用者とは、無期雇用者と有期雇用者（1か月以上）の合計数です。
- 工場、営業所などや従業員がいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。

	国内	海外 (現地法人は除く)
常用雇用者数	人	人
支所等数	事業所	事業所

(3) 企業全体の主な事業の内容

- 『調査票の記入のしかた』12・13ページを参照して、できるだけ詳しく記入してください。

主な事業の内容

生産品、取扱商品又は営業種目

①	
②	
③	

(4) 本所等の正式名称・所在地等

- 「正式名称」欄には、登記上の名称を記入してください。
- 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
本所等の正式名称	
本所等の通称名	
本所等の電話番号(代表)	() -
本所等の所在地	〒 -

↓

これ以降、9 欄及び 10 欄「①売上(収入)金額」のみ記入してください。

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 選択した記入方法を○で囲んでください。

① 税込み ② 税抜き

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください（この期間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。（円未満四捨五入）
- ⑥ 横「経営組織」が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください
 - ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
 - ・「②費用総額」：経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」：記入不要
 - ・「主な費用項目」：各欄に記入

		千億	百億	億	千	百万	十万	万	円
主 な 費 用 項 目	① 売上(収入)金額				1	4	1	0	7,000,000
	② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)				1	1	5	2	8,000,000
	③のうち売上原価								0,000,000
	④ 給与総額				4	9	3	1	0,000,000
	⑤ 福利厚生費(退職金を含む)					2	5	5	0,000,000
	⑥ 勘産・不動産賃借料					6	6	6	0,000,000
	⑦ 減価償却費					5	4	4	0,000,000
	⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)					2	1	2	2,000,000

11 事業別売上（収入）金額

- 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』6 ページを参照してください。
- ⑩欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）
- 金額で記入できない場合は、⑩欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）
- ⑥欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業別内訳	売上(収入)金額								又は割合(%)			
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円		
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。		
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000			
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000			
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)									0,000			
⑤ 小売の商品販売額						1	0	0	0,000			
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)									0,000			
⑦ 不動産事業の収入						2	0	0	0,000			
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000			
⑨ 飲食サービス事業の収入									0,000			
⑩ 医療、福祉事業の収入	◆				1	3	8	0	7		0,000	
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000			
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000			
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000			
⑭ 宿泊事業の収入									0,000			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000			
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000			
⑰ 情報通信事業の収入									0,000			
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000			
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000			
合計									10 欄①の売上(収入)金額	1	0	0

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 10 欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。

- 「11 事業別売上（収入）金額」の説明は、6ページを参照してください。

8 この事業所の単独事業所・本所・支所の別等

1. 单独事業所

- ・他の場所に、同一経営の本所や支所等を持たない**1企業又は1組織で1事業所**の場合は、「**単独事業所**」となります。

2. 本所・本社・本店

- ・他の場所に、同一経営の支所等があって、経営主体全体を統括する事業所は、「**本所・本社・本店**」となります。
- ・1企業に「**本所・本社・本店**」は一つだけです。本社が2か所以上に分かれている場合は、代表者のいる事業所を「本所・本社・本店」とし、それ以外を「支所・支社・支店」とします。

3. 支所・支社・支店

- ・「本所・本社・本店」等から統括を受けている事業所は、「支所・支社・支店」となります。
- ・下の例のように名称に本社とあっても、他の事業所から統括を受けていれば、「支所・支社・支店」となります。

```

graph LR
    A[東京本社] --- B[東日本各支店]
    A --- C[西日本各支店]
    A --- D[工場、研究所など]
    B --- E[営業所など]
    C --- F[営業所など]

```

記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は**別経営の事業所であり**、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。ただし、直営店の場合はフランチャイズ・チェーンの本部が「本所・本社・本店」となります。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2) 及び (3) を記入してください。また、「**9** 消費税の税込み記入・税抜き記入の別」以降については企業全体について記入してください。
- 「(3) 企業全体の主な事業の内容」は、12・13ページの「主な事業の内容の記入例」を参考にして、具体的に記入してください。
- 本所等の正式名称・所在地等（支所・支社・支店のみ記入）
- ・ 本所等の正式名称は、法人名（会社名等）と事業所名（店舗名等）を記入してください。
 - ・ 所在地等は、ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階まで記入してください。
 - ・ 他の事業所の構内にある場合は、「〇〇構内」（〇〇は入居先の法人名と事業所名）と記入してください。

10 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 令和2年1月から12月までの1年間について記入してください。
※令和2年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、令和2年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- この項目は、「損益計算書」をもとに記入してください。(各項目の内容は、下表を参照してください。)
※会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。
なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目		会社	会社以外の法人
主な費用項目	①売上（収入）金額	- 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 - 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入、給付金や補助金は含めません。	経常収益を記入してください。
	②費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）を記入してください。	経常費用を記入してください。
	③うち売上原価	費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	記入不要です。
	④給与総額	- 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与（賞与引当金繰入額を含む）、労務費、給与、賞与（賞与引当金繰入額を含む）、手当、賃金等）の総額を記入してください。 - 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。	
	⑤福利厚生費（退職金を含む）	会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
	⑥動産・不動産賃借料	- 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 - 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。	
	⑦減価償却費	固定資産に係る減価償却費を記入してください。〔売上原価〕、〔販売費及び一般管理費〕それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
	⑧租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	- 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 - 収入課税の事業税（電気業、ガス業、保険業）はここに含めます。 - 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 - 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。	

記入上の注意

- 12 ～ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- 15 ・ 16 欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「事業別内訳」欄の右端に◆印が印字されているものは、「5 この事業所の主な事業の内容」欄に印字されている事業内容の該当する欄となります。なお、複数の分野にわたる事業を行っている場合は、◆印の内訳だけでなく、該当するそれぞれの事業欄について、金額を記入してください。

11 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、10 欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。

① 農業、林業、漁業の収入（動植物の飼育・栽培、林木の育成・林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業の収入）
☐ 農業に直接関係するサービス業務（農作業の受託、庭園造り、花壇の手入れなど） ☐ 農作物の害虫駆除
⑤ 小売の商品販売額
☐ 調剤薬局の医薬品販売 ☐ 仕入れた商品又は製造した商品を、個人用又は家庭用消費者に販売した場合の販売額
⑦ 不動産事業の収入（土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入）
☐ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
⑧ 物品賃貸事業の収入（物品を賃貸する事業の収入）
☐ リース、レンタル事業（産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょう、福祉用具など）
⑩ 医療、福祉事業の収入
☐ 医療サービスに附帯するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど） ☐ 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など） ☐ 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など） ☐ 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など） ☐ 介護事業（老人ホーム、通所・短期入所生活（療養）介護事業、訪問介護事業など） ☐ 障がい者福祉事業 ☐ 社会福祉施設における宿泊施設の収入 ☐ 住居のない要保護者の世帯に対する宿舎提供施設など ☐ 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型） ※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて医療、福祉事業の収入とします。 × 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「⑤小売の商品販売額」 × 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒ 「⑩上記以外のサービス事業の収入」 × 農作物の害虫駆除 ⇒ 「①農業、林業、漁業の収入」 × 獣医業 ⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 水質汚濁測定分析（環境計量証明）⇒ 「⑩学術研究、専門・技術サービス業の収入」 × 幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）⇒ 「⑩教育、学習支援事業の収入」 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて教育、学習支援事業の収入とします。
⑭ 宿泊事業の収入（宿泊場所を提供する事業の収入）
☐ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿屋、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて宿泊事業の収入とします。 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 ⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
⑯ 教育、学習支援事業の収入
☐ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園（幼稚園型）、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※幼保連携型認定こども園及び認定こども園（幼稚園型）における保育の収入は、まとめて教育、学習支援事業の収入とします。 × 保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型）⇒ 「⑩医療、福祉事業の収入」
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入
☐ 研究、製品開発事業 ☐ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ☐ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ☐ 経営コンサルタント事業
⑲ 上記以外のサービス事業の収入
☐ 建物の消毒及び害虫駆除

- 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、その内容に変更がないかを確認し、変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

12 設備投資の有無及び取得額	① 設備投資を行った		② 設備投資を行わなかった		※ 有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。※ 取得額（減価償却前の額）を記入してください。（万円未満四捨五入）			
	千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円			
有形固定資産（土地を除く）				1		0	0	0,000
無形固定資産（ソフトウェアのみ）				5		0	0	0,000
13 自家用自動車の保有台数		(1) 貨物自動車		(2) 乗用自動車		(3) パス		
業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。		0 台		2 台		0 台		
14 土地・建物の所有の有無		土地		① ある ② ない		建物		① ある ② ない
それぞれ該当する番号を○で囲んでください。								
15 資本金等の額及び外国資本比率		(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。				
印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円		(万円未満四捨五入)		(小数点第2位四捨五入)
						0,000		%
16 決算月		※ 本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。						
印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。		月 (月)						

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和2年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和2年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和2年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。））のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 サービス収入の内訳

下記のサービスの種類について、当てはまるものをすべてを記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

サービスの種類		番号	売上(収入)金額							又は割合(%)					
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円			
医療サービス(入院)	公的医療保険適用	1					2	0	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。			
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス														
	公的医療保険適用外	2					1	0	0	0	0,000				
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス														
医療サービス(外来(歯科を除く))	公的医療保険適用	3					7	2	0	0	0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス 精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む														
	公的医療保険適用外	4					2	8	0	7	0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス 臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む														
医療サービス(外来(歯科))	公的医療保険適用	5									0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス														
	公的医療保険適用外	6									0,000				
	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス														
保健予防活動サービス		7					5	0	0		0,000				
病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス															
助産サービス		8									0,000				
助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス															
訪問看護サービス	公的医療保険適用	9									0,000				
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス														
	公的医療保険適用外	10									0,000				
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス														
療術サービス	公的医療保険適用	11									0,000				
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が行う療術サービス(公的医療保険適用)														
	公的医療保険適用外	12									0,000				
	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が行う療術サービス(公的医療保険適用外)														
医療附帯サービス		13									0,000				
歯科技工、臓器等バンク、検体検査等の医療に附帯するサービス															
保健衛生サービス		14									0,000				
水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く)、物品消毒、電話機消毒、動物愛護センターにおける動物保護などの保健衛生サービス															

事業別内訳は、調査票第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑬、⑰」に対応するものです。
※11欄の「⑦、⑬、⑰」には、表に記載の「サービスの種類」以外の収入が含まれる場合があります。

事業別内訳	番号	サービスの種類	内容例示
⑩医療、福祉事業の収入	1	医療サービス(入院) 公的医療保険適用	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
	2	医療サービス(入院) 公的医療保険適用外	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
	3	医療サービス(外来(歯科を除く)) 公的医療保険適用	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含みます。
	4	医療サービス(外来(歯科を除く)) 公的医療保険適用外	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含みます。
	5	医療サービス(外来(歯科)) 公的医療保険適用	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
	6	医療サービス(外来(歯科)) 公的医療保険適用外	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
	7	保健予防活動サービス	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス
	8	助産サービス	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス ×病院及び診療所における正常分娩又は妊婦検診を行うサービス ⇒「2 医療サービス(入院)(公的医療保険適用外)」 又は「6 医療サービス(外来(歯科を除く))(公的医療保険適用外)」 ×病院及び診療所における妊産婦保健指導を行うサービス ⇒「7 保健予防活動サービス」
	9	訪問看護サービス (公的医療保険適用)	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス
	10	訪問看護サービス (公的医療保険適用外)	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス
	11	療術サービス(公的医療保険適用)	あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの
	12	療術サービス (公的医療保険適用外)	あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復・温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックサービスのうち、公的医療保険の適用されないもの
	13	医療附帯サービス	歯科技工、臓器等バンク、検体検査、医療用器材の滅菌サービス等の医療に附帯するサービス
	14	保健衛生サービス	水質検査(環境計量証明サービスに含まれるものを除く)、物品消毒、電話機消毒、動物愛護センターにおける動物保護などの保健衛生サービス ×検体検査サービス ⇒「13 医療附帯サービス」 ×寝具消毒・乾燥サービス ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×環境計量証明サービス ⇒【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑰学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当

17 サービス収入の内訳

- ここという「サービス収入」とは、9・11ページ掲載の表に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高の内訳について、「内容例示」を参考に、当てはまるものすべてについて、「サービスの種類」別に「売上(収入)金額」を記入してください。
- 金額で記入ができない場合は、第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。
- 調査票第1面の6欄「経営組織」が「会社以外の法人」の場合、収入として得た寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業の売上(収入)金額には含めず、「27 寄付金、補助金、運営費交付金等」としてください。

〈17 サービス収入の内訳（調査票のつづき）〉

サービス収入の内訳（調査票のつづき）																
サービスの種類		番号	売上（収入）金額							又は割合（％）						
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万				万	円		
社会保険事業サービス		15									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。				
社会保険事業団体の掛金収入など																
保育サービス		16									0,000					
保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス 保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含む																
その他の児童福祉サービス		17									0,000					
放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス																
介護サービス	公的介護保険適用	18									0,000					
	公的介護保険が適用される介護サービス															
	公的介護保険適用外	19									0,000					
公的介護保険が適用されない介護サービス																
その他の社会福祉サービス		20									0,000					
障害者向けなどのその他の社会福祉サービス																
住宅賃貸サービス	1か月以上	21							2	0	0		0,000			
	住宅賃貸サービス（1か月以上のもの）															
	1か月未満	22									0,000					
	住宅賃貸サービス（1か月未満のもの）															
非住宅用建物賃貸サービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）		23									0,000					
非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス																
屋外広告スペース提供サービス		24									0,000					
屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス																
食料品検査サービス		25									0,000					
食品衛生法に基づく食品検査																
各種団体・組合における賦課金・会費収入		26									0,000					
各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス																
寄付金、補助金、運営費交付金等		27							3	0	0	0,000				
寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入																

備考

・令和2年1月から2月まで改装のため休業

備考

●令和2年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

事業別内訳	番号	サービスの種類	内容例示
⑩医療、福祉事業の収入（つづき）	15	社会保険事業サービス	社会保険事業団体の掛金収入など
	16	保育サービス	保育所などが乳児又は幼児を保育するサービス ※ 保育所が提供する給食サービスや施設提供サービスを含みます。 ○ 保育所・地域型保育事業・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・認可外保育施設 × 幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩教育、学習支援事業の収入」に該当
	17	その他の児童福祉サービス	放課後児童クラブ・放課後子ども教室、障害児向けなどのその他の児童福祉サービス × 放課後児童健全育成事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業等の補助金対象外放課後児童クラブ ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩教育、学習支援事業の収入」に該当
	18	介護サービス （公的介護保険適用）	公的介護保険が適用される介護サービス × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当
	19	介護サービス （公的介護保険適用外）	公的介護保険が適用されない介護サービス × 福祉用具のレンタル ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑧物品賃貸事業の収入」に該当 × 家庭に対する掃除・洗濯・料理などを提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	20	その他の社会福祉サービス	障害者向けなどのその他の社会福祉サービス ○ 社会福祉協議会・共同募金会・善意銀行などが行う社会福祉サービス ○ 社会福祉施設による宿泊サービス
⑦不動産事業の収入	21	住宅賃貸サービス（1か月以上）	住宅賃貸サービス ※ 旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 × 下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当
	22	住宅賃貸サービス（1か月未満）	
	23	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス。収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く。 ○ 事務所、店舗用建物賃貸 ○ 物流施設賃貸 × 会議室賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当 × 劇場式ホール提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 × 集会場、多目的ホール提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑰上記以外のサービス事業の収入」に該当
	24	屋外広告スペース提供サービス	屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス ○ デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供 ○ チラシの設置場所の提供 ○ アドカー、アドサイクル、広告用飛行船 × 駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
⑩医療、福祉事業の収入又は⑮学術研究、専門・技術サービスの収入	25	食料品検査サービス	食料品検査サービス ○ 食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当 ○ 上記以外の食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に該当
⑰上記以外のサービス	26	各種団体・組合における賦課金・会費収入	各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス ○ 協同組合の組合員に対する賦課金 ○ 入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「27 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。） × 寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「27 寄付金、補助金、運営費交付金等」 × 観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当
	27	寄付金、補助金、運営費交付金等	寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入

主な事業の内容の記入例

● 本社などで、管理事務を行っている場合

- 主として企業全体や配下の支所の管理事務を行っている場合は、「管理事務」と記入するとともに、管理下の全事業所を通じた全体の主な事業の内容を記入してください。

(1)	管理事務 (福祉事業)
(2)	① 就労継続支援事業B型
	② デイサービス
	③ 訪問介護

● 病院、診療所などの場合

- 専門の科名と**病床数**を記入してください。
- 診療所などで、病床数がなければ「病床数0」と記入してください。

(1)	診療所（病床数15）	(1)	クリニック（病床数0）
(2)	① 内科	(2)	① 内科
	② 小児科		②
	③		③

● 福祉事業を行っている場合

- 児童福祉、老人福祉、障がい者福祉など、サービスを提供する対象がわかるように記入してください。また、施設の種類がわかるように記入してください。
- 1箇所で、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください（同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます）。

(1)	老人デイサービスセンター	(1)	介護老人保健施設	(1)	グループホーム (障がい者を対象)
(2)	① デイサービス	(2)	① 療養	(2)	① 生活支援
	② 訪問介護		② リハビリ		②
	③ 居宅介護支援		③		③

(1)	高齢者複合福祉施設	(1)	シェルターの運営	(1)	グループホーム (認知症の老人を対象)
(2)	① 特別養護老人ホーム	(2)	① 女性保護施設	(2)	① 介護
	② 認知症老人グループホーム		②		②
	③ 老人デイサービス		③		③

主な事業の内容の記入例（つづき）

● 福祉事業を行っている場合（つづき）

(1)	高齢者介護サービス業 (介護保険適用)
(2)	① 付き添い
	② 買い物
	③

〔 付き添い等の生活全般の支援を行う場合は、介護保険適用か否かわかるように記入してください。 〕

● 健康診断を行っている場合

- 診断のみ行うか、治療まで行うかわかるように記入してください。

(1)	健康診断事業
(2)	① 健康診断
	② 人間ドック
	③

● 訪問介護事業を行っている場合

- 介護の対象者（高齢者、障がい者、障がい児）がわかるように記入してください。

(1)	訪問介護事業
(2)	① 高齢者
	②
	③

● 就労継続支援事業を行っている場合

- 雇用契約を結び働く場所を提供する「A型」又は雇用契約を結ばないで働く場所を提供する「B型」の別がわかるように記入してください。
- また、「A型」の場合は、主な事業の内容を記入してください。

(1)	就労継続支援A型事業所	(1)	就労継続支援B型事業所
(2)	① パン製造小売	(2)	① 障がい者福祉事業
	② 焼き菓子製造小売		②
	③		③

● マッサージなどを行っている場合

- 具体的な施術内容がわかるように記入してください。

(1)	マッサージ	(1)	カイロプラクティック
(2)	① 指圧マッサージ	(2)	① 整体
	② 足裏マッサージ		② 骨盤調整
	③		③

● 地域型保育事業を行っている場合

- 事業類系「家庭的保育事業（保育ママ、家庭福祉員）」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）」、「事業所内保育事業」がわかるように記入してください。

(1)	小規模保育事業
(2)	① 保育
	②
	③

● 認定こども園の場合

- 認定こども園の場合は、**類型（「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」）があり、その類型がわかるように**記入してください。

(1)	保育所型認定こども園
(2)	① 保育・教育・子育て支援
	②
	③

調査票へのご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入漏れや記入誤りがないか、
最後にもう一度、ご確認ください。

令和3年経済センサス - 活動調査 コールセンターのご案内

問い合わせ内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

例えば

調査票の記入方法など
調査全般について

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 回答内容の保護について

0120-555-097 ※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5858 (有料)

例えば

インターネット
回答について

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「パスワード」を忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-151-280 ※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合
(通話料は無料です) 03-5200-5860 (有料)

受付時間

〈平日〉
午前 9 時
～
午後 6 時

〈令和3年経済センサス - 活動調査 実施事務局〉

(<https://www.e-census.go.jp/>)

経済センサス 実施事務局

検索

紙へリサイクル可

経済センサス - 活動調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールにご注意ください